

□ 市区町村における災害時要援護者の 避難支援対策への取組状況調査結果について

消防庁防災課

1 はじめに

災害時要援護者対策については、平成16年7月の梅雨前線豪雨等による人的被害を契機に、同年10月に設置された「集中豪雨時における情報伝達及び高齢者の避難支援に関する検討会」において、消防庁を含む関係府省庁、有識者による検討が行われた。また、平成17年3月30日には、中央防災会議において「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月28日改訂）が報告され、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めることや具体的な避難支援計画の策定等、市町村における早急な取組が求められているところである。

このことを踏まえ、消防庁では、平成17年3月31日付け消防庁次長通知（内閣府政策統括官との連名）により、各都道府県知事に対して、当該ガイドラインを踏まえた避難支援プランの策定等、避難支援対策への取組を要請するとともに、全国の市区町村における避難支援計画の策定状況を把握するため、年度末を時点とした調査を実施してきた。今回の調査は、平成19年3月31日現在のものであり、2回目の調査である。

2. 市区町村における災害時要援護者の避難支援対策への取組状況調査結果

(1) 調査の概要

災害時要援護者の避難支援プランの策定状況については、前回（平成17年度末）調査より策定は進んでいるものの、まだ多くの市区町村において、一人ひとりの避難支援プランの策定までには至っていない状況である。

各地域における災害時要援護者対策の取組の現状を見ると、多くの市区町村において、要援護者情報の共有化や平常時からの福祉関係者との連携等、様々な課題に直面している状況にある。

避難支援プランの策定が進まない理由としては、同プランの策定に対して、関係者が慎重になっており、対応に苦慮しているものと考えられる。

具体的には、マンパワーが不足していること、避難支援プランの具体的なイメージがわからないこと、対策をどのように進めて良いのかのノウハウが十分でないことなどが理由として考えられる。さらに、個人情報保護との調整に苦慮している市区町村もあるようである。

(2) 主な調査項目

以下、主な調査項目について見てみたい。問1、問2から言えることは、前回調査に比べ、検討委員会等を設置する団体は増加している。さらに、年度内設置を予定している団体も1割強と緩やかであるが、設置の方向へと進んでいる。ただ、市区町村においては、定期的な協議の場を設けているものの、さらに踏み込んで、要援護者対策という観点からの庁内横断的なプロジェクトチームの設置までは、なかなか進んでいない状況である。

要援護者支援班の設置団体数は前年より増加しているが、依然設置予定がない団体が3割強ある状況である。

次に問4であるが、前回調査から引き続き、多くの市区町村の防災関係部局において、災害時要援護者の情報が把握されていない状況である。

このような中でも、防災関係部局が、災害時要援護者の情報(災害時要援護者リスト等)を把握している場合は、福祉関係部局との連携による場合が4分の3を占めていることから、福祉関係部局との連携が重要であることが見受けられる。

他方、防災関係部局が災害時要援護者の情報を把握していない市区町村は、引き続きリスト等の作成が進まない状況にある。

また、問6は、平常時からの要援護者情報の収集・共有の方法をどのような方式で行っているかを尋ねたものであるが、依然、どのような方法で行うかを決めかねている市区町村が4割強ある現状である。

避難支援プランが進まない理由の1つとしてしばしば挙げられる個人情報共有・

保護の難しさについては、「関係機関共有方式」や「関係機関共有方式と同意方式の組み合わせ」を取り入れている団体の7割近くは、条例等の目的外利用の規定を適用しており、また、2割強は審議会へ諮問を行っている。

最後に、問8については、避難支援プランの全体計画及び個別計画の策定状況は、いまだ十分でなく、大綱的な全体計画についても、約1割強の市区町村でしか策定されていない現状である。

(3) 調査結果

調査項目:市区町村における災害時要援護者の避難支援対策への取組状況

(平成19年3月31日現在)

調査団体:全国1,827団体

以下に示すグラフ中、「H17年度」は前回実施した平成18年3月31日現在の調査結果を、百分率の母数は調査時点の全市区町村数をそれぞれ示す。

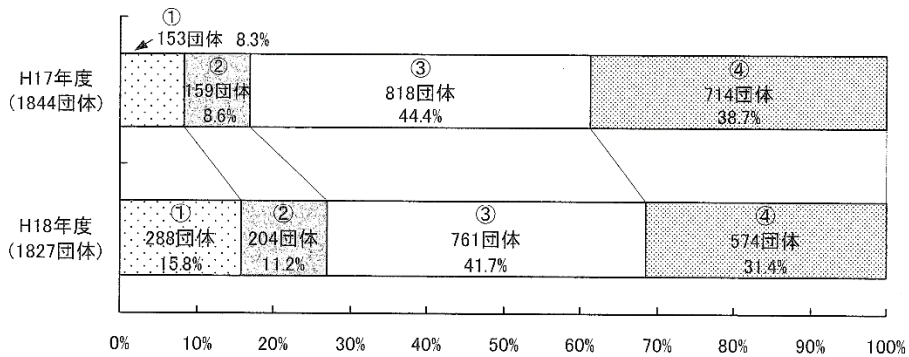
問1. 災害時要援護者対策について、防災関係部局や福祉関係部局若しくは避難支援プラン策定関係部局・関係機関等からなる検討委員会等（定期的な協議の場）を設置しているか。

- ① 設置している
- ② 年度内に設置予定
- ③ 今後2年以内に設置を検討
- ④ 設置予定なし

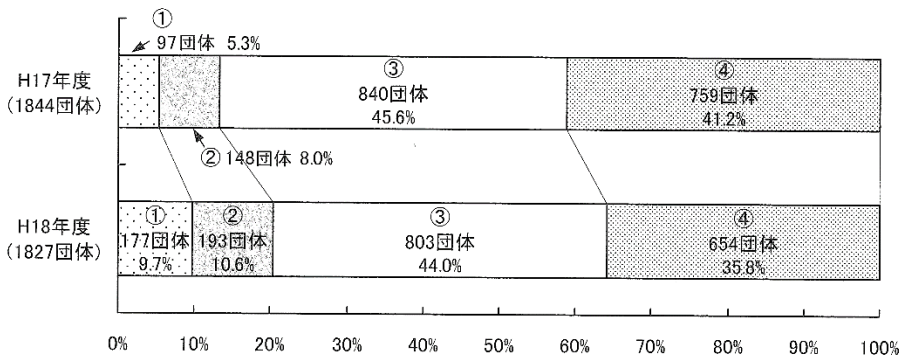
問2. 平常時から福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチームとして「要援護者支援班」などを設置しているか。

- ① 設置している（実質的に上記検討委員会が兼ねている場合も含む）
- ② 年度内に設置予定
- ③ 今後2年以内に設置を検討
- ④ 設置予定なし

問1回答



問2回答



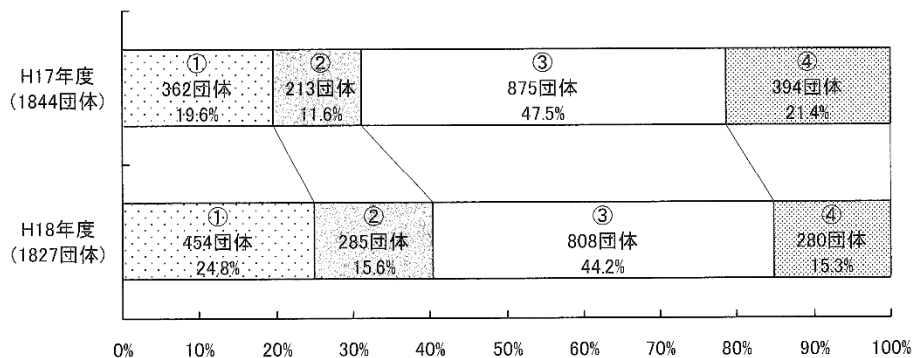
問3. 避難支援体制の整備を進めていくために、災害時に避難を支援する要援護者の範囲を定めているか。

- ① 定めている（枠組みを作らず、希望制としている場合も含む）
- ② 年度内に定める予定
- ③ 今後2年以内に定めることを検討する予定
- ④ 定める予定なし

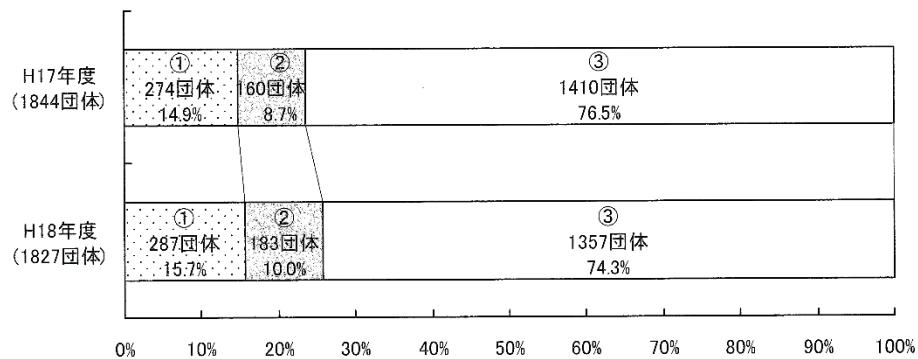
問4. 災害時要援護者の情報（災害時要援護者リスト等）について、防災関係部局で把握しているか。

- ① 管内全域の災害時要援護者の情報を把握している
- ② 管内一部（モデル地区等）の災害時要援護者の情報を把握している
- ③ 把握していない（防災関係部局では把握していないが、福祉関係部局では把握している場合を含む）

問3回答



問4回答



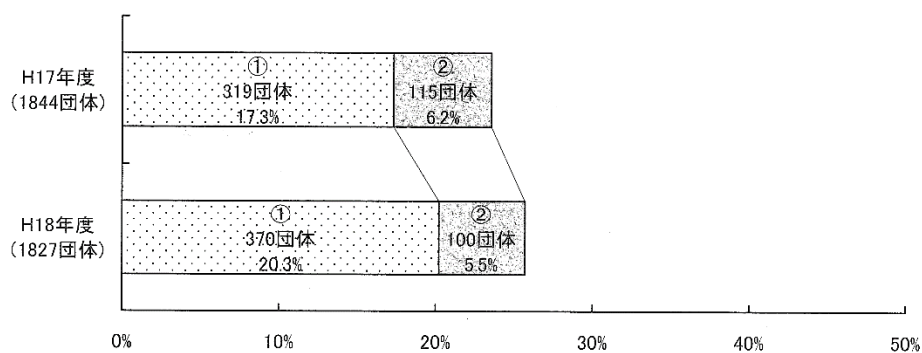
問4-1. 問4で「①」又は「②」と回答した市区町村において、災害時要援護者の情報（災害時要援護者リスト等）作成にあたり、防災関係部局と福祉関係部局で共有を行っているか。

- ① 行っている
- ② 行っていない（防災部局のみで把握）

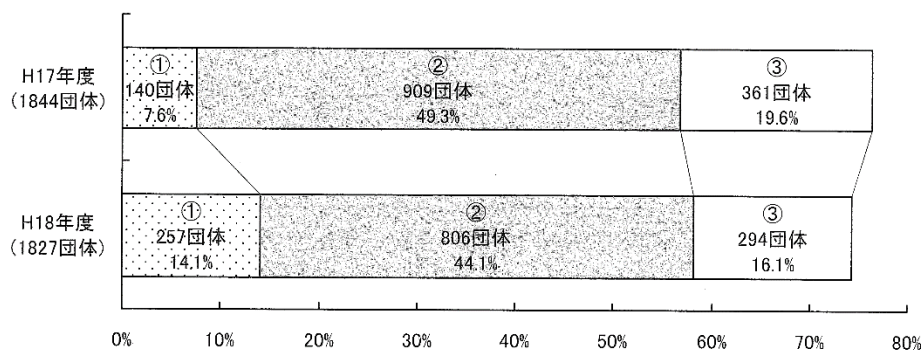
問4-2. 問4で「③」と回答した市区町村において、災害時要援護者の情報（災害時要援護者リスト等）は今後作成する予定があるか。

- ① 年度内に作成予定
- ② 今後2年以内に作成を検討する予定
- ③ 作成する予定はない

問4-1 回答



問4-2 回答



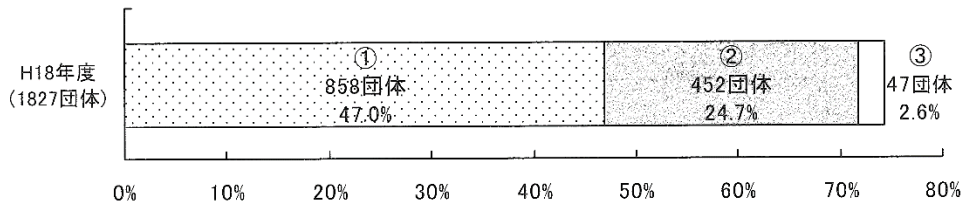
問4-3. 問4で「③」と回答した市区町村において、福祉関係部局の災害時要援護者（高齢者、障害者等）の情報の取り扱いはどのようにしているか。

- ① 災害発生時（直前も含む）に防災関係部局へ情報が提供される
- ② 福祉関係部局内のみで利用することとしている
- ③ その他（未定を含む）

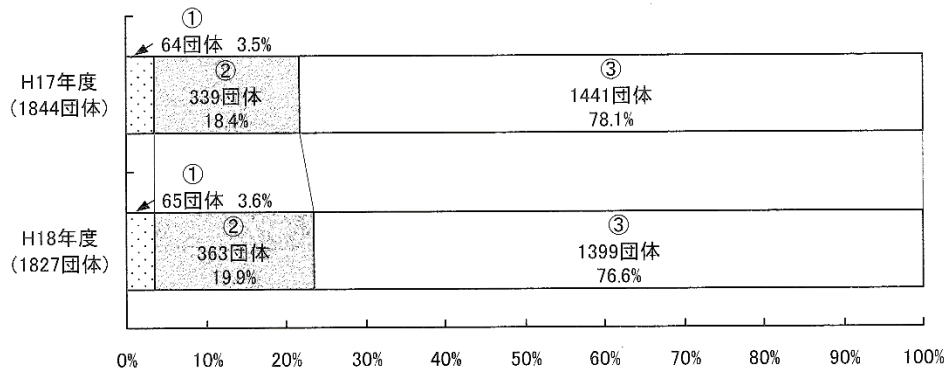
問5. 災害時要援護者の情報（災害時要援護者リスト等）を活用し、災害時要援護者の災害情報伝達訓練を行い、情報伝達体制を整備しているか。

- ① 情報伝達訓練を行い、情報伝達体制を整備している
- ② 情報伝達訓練を行っていないが、情報伝達体制は整備している
- ③ 情報伝達体制は整備されていない

問4-3回答（新規設問）



問5回答

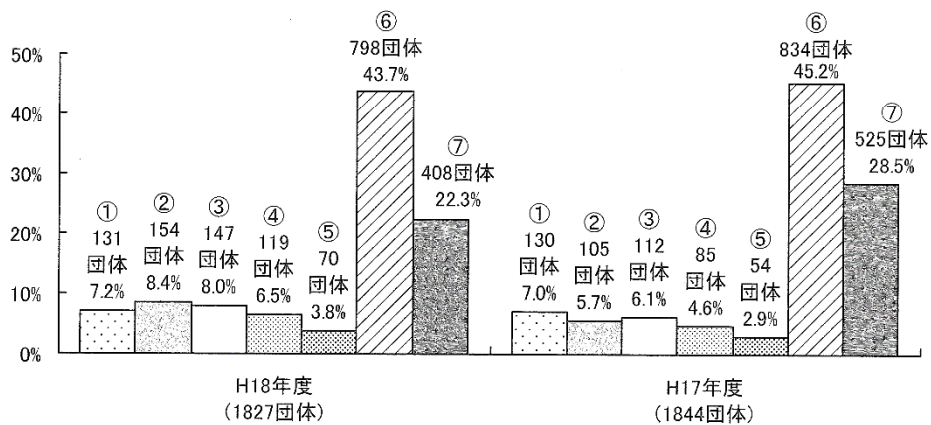


問6. 平常時からの要援護者情報の収集・共有の方法として、どのような方式で行うか決めているか。

- ① 関係機関共有方式のみ
- ② 関係機関共有方式と同意方式の組み合わせ

- ③ 同意方式のみ
- ④ 手上げ方式のみ
- ⑤ その他
- ⑥ 今後どのような方式で行うか現在検討中
- ⑦ 決めていない

問6回答



※) 平成17年度の調査では複数回答可としていたが、平成18年度では単数回答とし、該当する回答が複数有る場合は「⑤その他」とした。

問6-1. 問6で「①」または「②」と回答した市区町村において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする取組として、どのような手法をとっているか。

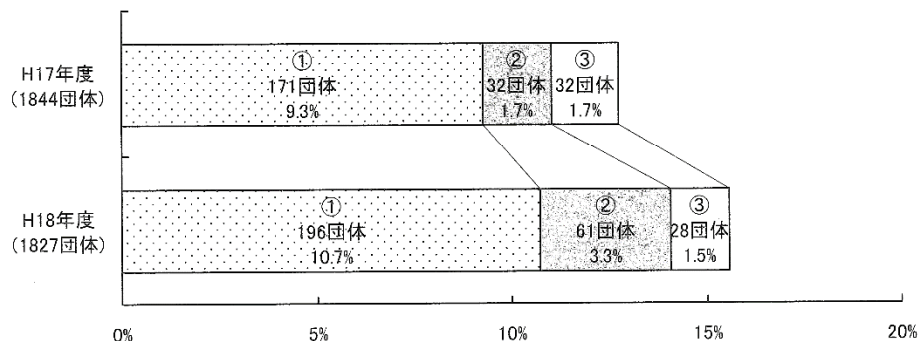
- ① 個人情報の保護に関する条例等の目的外利用の規定を適用している
- ② 保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会へ諮問し、了承を経て情報共有を図っている
- ③ その他

問7. 地域防災計画に災害時要援護者の避難支援について定められているか。

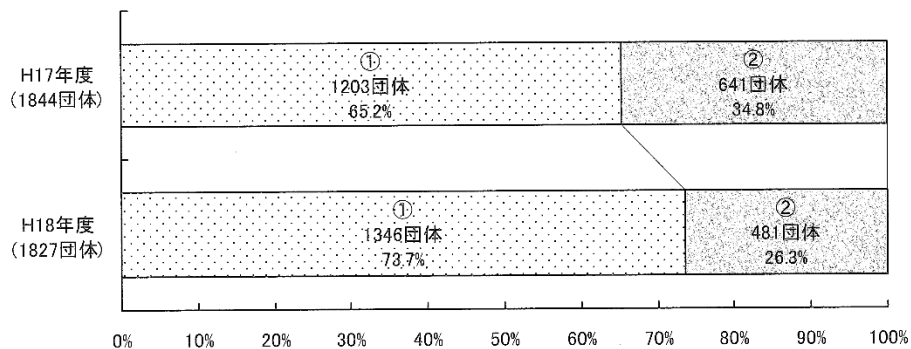
(合併した市町村については、新規地域防災計画が策定若しくは旧地域防災計画が修正されるまでの間、旧市町村の地域防災計画を暫定運用している場合を含む。)

- ① 地域防災計画に記述有り
- ② 地域防災計画に記述無し

問6-1回答



問7回答



問8. 避難支援プランは策定しているか。

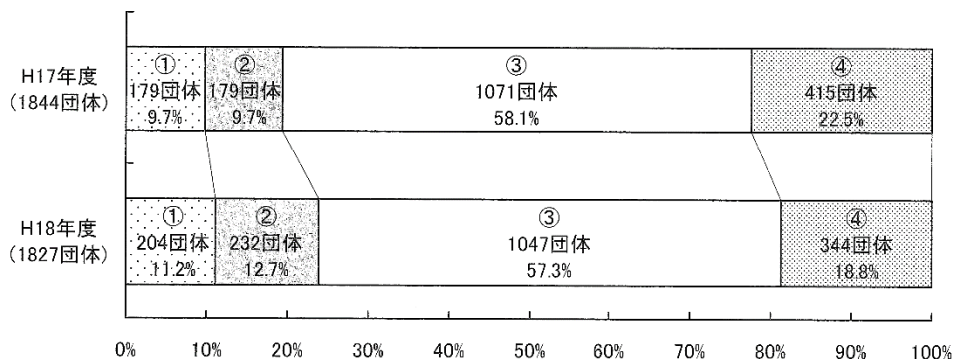
(1) 全体計画について

- ① 全体的な避難支援プラン（大綱的なもの）は策定している
- ② 年度内に作成予定
- ③ 今後2年以内に作成を検討
- ④ 作成する予定なし

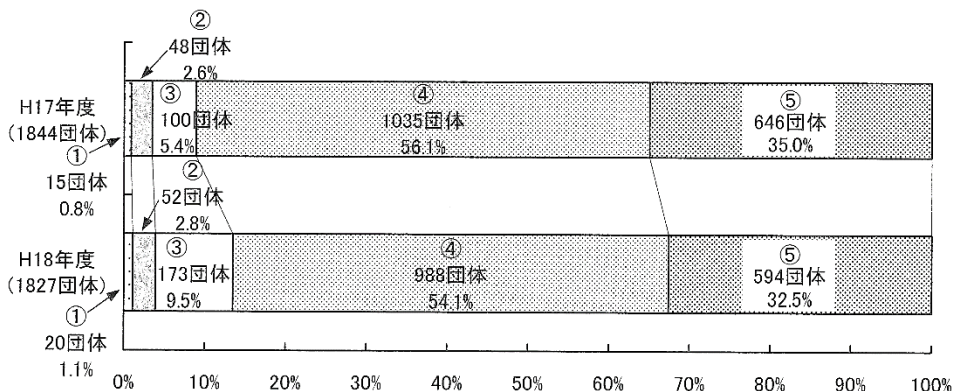
(2) 個別計画について

- ① 管内全域で災害時要援護者一人ひとりの個別計画が整備されている（避難支援者が充足されており、個別任務も付与されている）
- ② 管内一部（モデル地区等）で災害時要援護者一人ひとりの個別計画が整備されている（避難支援者が充足されており、個別任務も付与されている）
- ③ 年度内に作成予定
- ④ 今後2年以内に作成を検討
- ⑤ 作成する予定なし

問8 (1) 回答



問8 (2) 回答



4. 今後の方針

平成 19 年 12 月に政府が取りまとめた『自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策』においては、災害時要援護者の避難支援対策の促進をその一つとして位置付けている。

これを踏まえ、市区町村に対しては、平成 21 年度までを目途に、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プランの全体計画」等を策定するよう、また、都道府県に対しては、このような市町村の取組を支援するようお願いしているところである。

こうした中、消防庁は関係する府省とともに『「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について』（平成 20 年 2 月 19 日付府政防第 111 号、消防災第 54 号、社援総発第 0219001 号、国河防第 671 号）により、今後の市区町村の取組の参考としてモデル計画を示したところである。

消防庁としては、引き続き、全国の地方公共団体において、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の趣旨を踏まえた避難プラン策定が円滑に進み、適切な防災対策が推進されるよう積極的に支援してまいる考えである。